

令和 2 年度

船橋市後期高齢者医療事業
特別会計予算

議案第7号

令和2年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,211,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位：千円)	
款	項	金	額
10	後期高齢者医療保険料		6,946,900
	10	後期高齢者医療保険料	6,946,900
15	使用料及び手数料		100
	10	手数料	100
20	繰入金		1,233,200
	10	他会計繰入金	1,233,200
25	繰越金		100
	10	繰越金	100
30	諸収入		30,700
	10	延滞金・加算金及び過料	1,510
	15	償還金及び還付加算金	20,500
	22	受託事業収入	8,660
	25	雑入	30
歳入		合計	8,211,000

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
10 総務費			153,500
	10 総務管理費		130,240
	15 徴収費		23,260
15 後期高齢者医療広域連合 納付金			8,027,000
	10 後期高齢者医療広域連合 納付金		8,027,000
20 諸支出金			20,500
	10 償還金及び還付加算金		20,500
25 予備費			10,000
	10 予備費		10,000
歳 出 合 計			8,211,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書 等作成業務委託料	令和2年度～令和4年度	6,666千円